

J-クレジット制度 排出削減プロジェクト・ 森林管理プロジェクト 妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：宮崎県（有）黒潮ポーク 養豚事業者による
低たんぱく配合飼料による豚のふん尿処理からの N20 排出抑制

妥当性確認 機関名	株式会社トーマツ審査評価機構
--------------	----------------

発行日 2014年2月26日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。（以下、本文書を通じて同様）

機関名称	株式会社トーマツ審査評価機構
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という。）は、当社の 検証マニュアル・規程に則り、利害抵触可能性の分析を行った。そ の結果、本プロジェクトに係る審査チームの責任者、リーダー、メ ンバー、レビュアーについて、プロジェクト関係者に関する一定以 上の金融資産の保有、取締役／役員等の兼務、近親者（経営陣）及 び当会社との経済取引、親密なビジネス関係、GHGに係るコンサル ティングサービスの提供は近年無いことを確認した。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	有限会社黒潮パーク
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	協同飼料株式会社 志布志飼料株式会社
低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input checked="" type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input type="checkbox"/> 該当なし
省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input checked="" type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間	□プロジェクトの実施前 ■プロジェクトの実施後	
プロジェクト名	宮崎県（有）黒潮ポーク 養豚事業者による低たんぱく配合飼料による豚のふん尿処理からの N2O 排出抑制	
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。	2013年4月1日 ～ 2021年3月31日	
適用方法論	方法論番号	AG-001 Ver.2.0
	方法論名称	豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	296 t-CO2
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver. 2.0 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.0 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver. 1.1 文書名：モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用） Ver. 1.2
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	当社は、J-クレジット制度に基づき、有限会社黒潮ポーク（以下、「プロジェクト代表実施者」という。）が作成したプロジェクト計画書（プロジェクト登録申請日：2014年2月3日）及びプロジェクト計画書別紙（以下、合わせて「プロジェクト計画書」という。）の記載内容について妥当性確認を行った。J-クレジット制度実施要綱（Ver.2.0 平成26年1月20日改正）（以下「実施要綱」という。）、「J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）」（Ver.2.0 平成26年1月20日改正）、「J-クレジット制度モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）」（Ver.1.2 平成26年1月20日改正）、「J-クレジット制度モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用別冊）」（Ver.1.0 平成25年8月6日制定）及び「承認方法論」（以下、あわせて「実施要綱等」という。）に従ってプロジェクト計画書を作成する責任はプロジェクト代表実施者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	妥当性確認の範囲は、プロジェクト計画書に記載されている内容に加えて、プロジェクト計画書に関連する現場設備（排出源、計量器等）であることをプロジェクト代表事業者等に説明した後、妥当性確認を実施した。
	保証水準 ※妥当性確認の結	合理的保証

	論を意見として 表明する際に採 用した水準を記 載すること	
妥当性確認手続 ※現地審査の実施有無について記載 すること ※また、実際に実施した手続、スケ ジュールについて、サンプリング 手法も含めて記載すること		<input type="checkbox"/> 現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input checked="" type="checkbox"/> サンプリングで現地審査を実施した（2014年2月10日に訪問） <input type="checkbox"/> 現地審査を実施していない 当社は、上記の妥当性確認の基準及び国際監査・保証基準審議会の 国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー 以外の保証業務」に準拠して妥当性確認を実施した。実施規程（審 査機関向け）は、プロジェクト計画書に記載された内容が実施要領 等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求め ており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、実 施規程（審査機関向け）が定める手続及び当社が必要と認めた手続 を実施した。妥当性確認は、プロジェクト計画書の作成に係る保証 業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評 価、プロジェクト計画書の記載の検討を含んでいる。当社は、妥当 性確認の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判 断している。 現地審査のサンプリングについて、当初の計画書では日南農場、板 敷農場、園屋農場、第一肥育農場の4サイトをプロジェクト対象サ イトとして計画しており、このうち、排出削減量の計画値の大きい 板敷農場、第一肥育農場と日南農場を現地審査対象として選定した。 ただし文書審査において第一肥育農場は対象外となったことから、 板敷農場と日南農場をサンプリングして現地審査を実施した。
修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、排出 削減量又は吸収量に影響を与える 可能性のある、主な指摘事項につ いて記載すること		本妥当性確認の過程での修正・指摘した事項は下記のとおりであり、 本報告書発行日までに全て解決され必要な修正が行われた。 ・適用方法論の適用条件2に関し、当初のプロジェクト計画にて対 象サイトの1つとしていた第一肥育農場においては、プロジェクト 実施前の慣用飼料と実施後の低タンパク配合飼料とで、CP含有率に 差がなく、適用条件2（プロジェクト実施前後でCP含有率が1～3% 低減）を満たさないことを当該飼料の仕様により確認した。このこ とから第一肥育農場についてはプロジェクト対象外となった。 ・PJ実施後の低タンパク配合飼料による肥育豚の平均飼養頭数（N PJ,n）のモニタリング方法に関し、分類Cであるが推定誤差による 補正について考慮されていなかった。当該事項に関し、サンプリン グにより2013年1月～2月の各農場のデイリーチェック表より当該 2ヶ月の日ベースの平均値を算出し、当該平均値と当該月の月末在庫 頭数の平均値との差を各農場毎に算出することにより差異を算出 し、当該結果から10%を推定誤差として割り引くことを確認した。 これを仮に2ヶ月間より長くした場合にはより平準化し誤差は小さ くなると考えられることに鑑み、推定誤差を10%とすることは保守 的である。
妥当性確認 結果	確認結果	<input checked="" type="checkbox"/> 無限定適正 <input type="checkbox"/> 不適正 <input type="checkbox"/> 意見不表明

	<p>意見・結論</p> <p>※4 における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>当社は、プロジェクト計画書が、すべての重要な点において、上記の妥当性確認の基準に従って作成されているものと認める。</p> <p>なお、本報告書は、J-クレジット制度において認証委員会の利用に供することを目的に作成されたものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびに認証委員会および事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。</p>
--	--	---